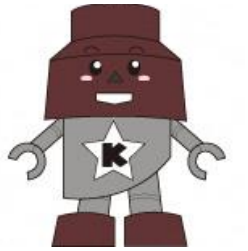
市民税・県民税　申告手引き

●市・県民税申告は、市の各種手続きや行政サービスを受けるうえでの**基礎資料**です。
本人の基礎資料がない場合、国民健康保険料が適正に算定できない・ビザの更新等各種申請に支障をきたす原因となります。

必要書類

Ⓐ市・県民税申告書　Ⓑ身分証明書(在留カード、パスポート、運転免許証、マイナンバーカード)のコピー
©各種証明書(①収入を証明する書類、②控除証明書など)　※©がない場合は、添付する必要はありません。

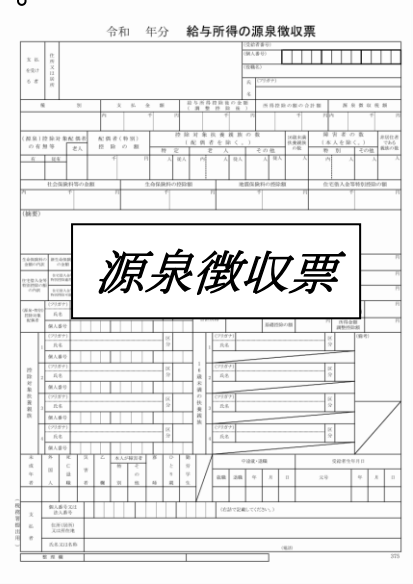


川口市マスコットキャラクター　きゅぽらん

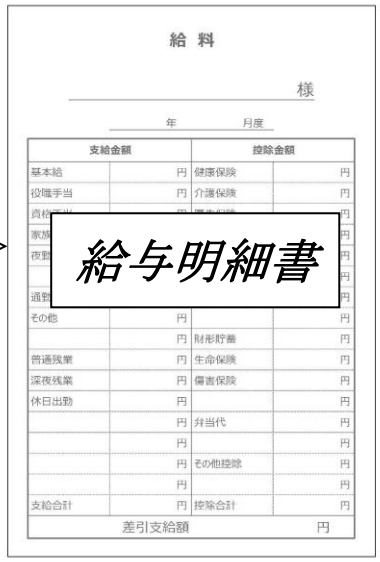
申告書の提出は郵送が便利！
上のⒶ～©を返信用封筒に入れて、ポストに投函してね!

※窓口で申告する場合は、上記Ⓐ～©を持参してください。

①「収入を証明する書類」の例



ない場合

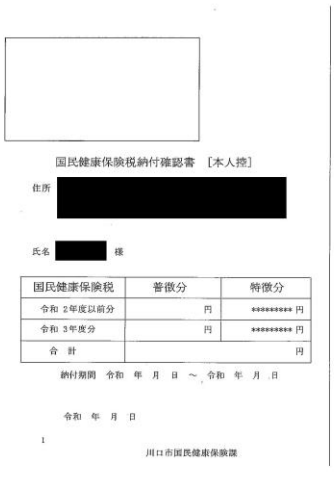


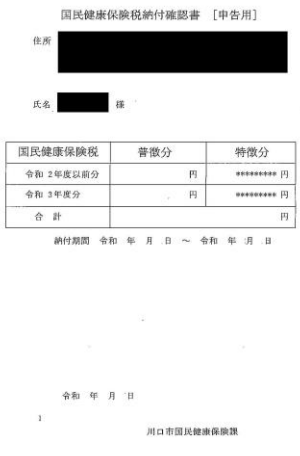
※前年中、収入のなかった方は、２ページ目をご覧ください。

【源泉徴収票】
申告する年度の前年分を用意してください。
例：令和８年度申告
⇒令和７年分源泉徴収票

【給与明細書】
申告する前年１月～１２月に「支給」された明細書をすべて用意してください。
※令和７年１２月分の給与が令和８年１月１５日に支給された場合、令和８年度分申告では含めません。

②「控除証明書」の例

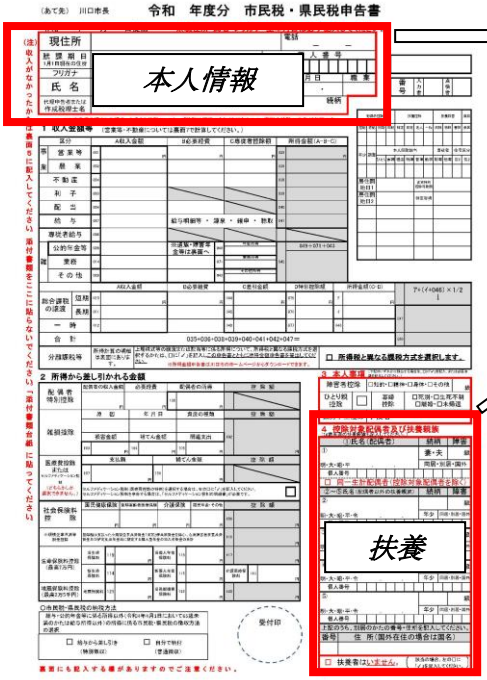




前年中に支払った社会保険料(国民健康保険など)、生命保険料等がある場合は、所得から差し引くことができます。

一つの例として、左図の国民健康保険の納付確認書は、以下の窓口で発行できます。
第二本庁舎４階 国保収納課・各駅前行政センター・各支所窓口

表面の書き方



次の事項をすべて埋めてください。

・現住所　　・氏名

・電話　　・生年月日

配偶者や親族を扶養していた場合は、扶養控除を適用することができます。ただし、被扶養者が国外に居住している場合は、下記２点の書類が必要です。

①親族関係書類（日本語へ翻訳したもの）

・海外の公的機関が発行した、子どもの出生証明書や婚姻証明書など、申告する本人と被扶養者の関係が分かる書類

②送金証明書

・申告する年度の前年中に、申告する本人が被扶養者に送金した際の証明書

※被扶養者が複数人いる場合は、子どもも含めて全員分の証明書が必要です。

※上記２点の書類がない場合は、扶養控除を適用することができません。

（勤務先に被扶養者を申告している場合や、税務署での確定申告で国外扶養として認められている場合を除く）

※税制改正により、**令和６年度課税以降**について国外扶養を適用するためには、次の要件が追加されました。国外に居住している被扶養者のうち、30 歳以上 70 歳未満の親族（左図参照）で、下記の A～C のいずれにも該当しない場合は適用することはできません。

A. 留学により非居住者となったかた（留学ﾋﾞｻﾞ等相当書類の提出ができるかた）

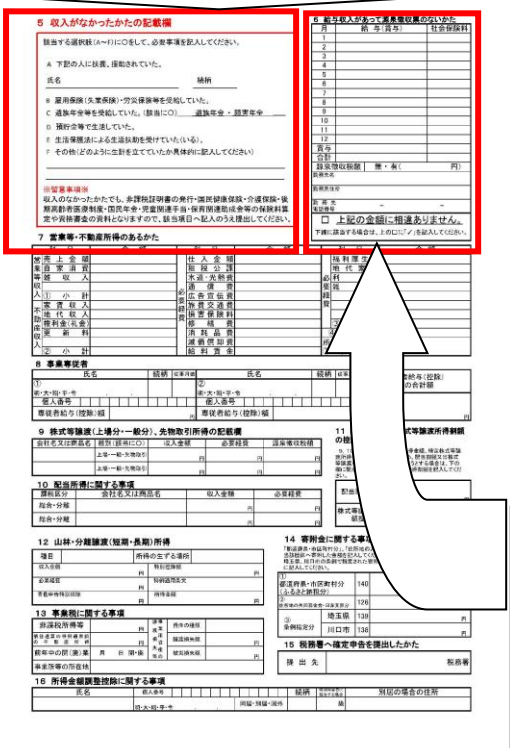
B. 障害者

C. 扶養控除を申告する納税義務者（本人）から、前年中に 38 万円以上の支払いを受けていることを証明できるかた

親族の年齢	
16 歳～29 歳	対象となる
30 歳～69 歳	右記 A～C に該当しない場合は対象外
70 歳以上	対象となる

※年齢は前年末日時点

裏面の書き方



5　収入がなかったかたの記載欄

前年中の収入がなかった方は、下記 A～F の記号から一つに○をして、必要事項を記入してください。

A. 下記の人に扶養、援助されていた。　例：氏名　川口太郎　続柄　父

B. 雇用保険（失業保険）・労災保険等を受給していた。

C. 遺族年金等を受給していた。（該当に○）　例：遺族年金・障害年金

D. 預貯金等で生活していた。

E. 生活保護法による生活扶助を受けていた。

F. その他（どのように生計を立てていたか具体的に記入してください。）

※「友達の援助で生活していた」等は「F」に記載してください。

6　給与収入があって源泉徴収票がないかたの記載欄

・前年１月～１２月の給与収入額を記載してください。

表記は日本円で、単位についても正しく記載してください。

例：150,000 円

・勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号を記載してください。

・□上記の金額に相違ありません。にチェックを入れてください。

申告の後に金額の変更はできませんので、よく確認してください。